

2020（令和 2）年 9 月 18 日

文化審議会著作権分科会基本政策小委員会  
放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の  
円滑化に関わるワーキングチーム 御中

日本新聞協会 新聞著作権小委員会

## 放送と同時配信に係る権利処理に関する意見

### 1. 集中管理・放送事業者との契約の実態について

#### ・放送事業者との契約の実態

【回答】新聞に掲載された記事・写真等を放送で利用される場合には、基本的には個別に利用申請を出してもらい、許諾料（使用料）を支払っていただきます。新聞社ごとに、放送用の料金、ネット同時配信用の料金、オンデマンド配信用の料金などを別々に定めてあり、利用する範囲によって料金が決まる場合が多いと思われま

#### ・放送を許諾しつつ、同時配信等を許諾しない場合

【回答】記事・写真の著作権が社外のものである場合などには、その意向により配信での利用をお断りするケースがあり得るものと考えます。以下のような例が考えられます。

- ◆「紙面掲載OKだがネットは不可」の条件がついている提供写真等
- ◆裁判の傍聴希望の列など、ネットにもアップされた写真で、削除依頼の来た写真等
- ◆芸能関係では、所属事務所によりネット配信をNGとされる場合もある

### 2. 放送事業者からの要望事項に対する御意見について

#### ① 放送のみ許される権利制限等の同時配信等への適用

＜例＞著作権法第 39 条時事問題に関する論説の転載等

【回答】「新聞著作権に関する日本新聞協会編集委員会の見解」では、時事問題の論説への権利制限について、「自由で民主的な社会において欠くことのできない言論の自由を尊重する立場から、公共的利益のために、本来ならば完全に著作権の保護を受けるべき時事問題に関する論説の転載を認めたものであり、あくまでも各種メディアが「報道的な態様において」利用する場合にのみ許容されているものと解される。」としています。また、ここでいう「論説」とは、原則的には新聞の論評記事のなかでも特に「社説」を指すものとしています。

さらに著作権法第 39 条には「これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りではない」と但し書きもついております。

権利制限の同時配信等への適用にあたっては、上記の事情を十分にくみ取って検討いただくようお願いいたします。

## ② 借用素材の権利処理の円滑化

写真、記事、映像、絵画・美術品等、外部から借用している大量の権利物について、放送だけでなく配信の許諾についても、条件や対価の交渉を行わなければならない。

(許諾範囲が放送に限られているもののほか、配信の許諾が明確でないものが存在)

**【回答】**各新聞社側では、利用用途による料金表を備えておりますので、放送への利用許諾申請の際に、同時配信等への利用申請も行っていただければ、作業負担を増やすことなく利用いただけるものと考えます。また、配信の許諾は申請時点で明確にできると考えます。

## ⑧ 全体的な権利処理の作業負担の軽減

同時配信等では放送と異なる権利処理方法が求められるところ、この権利処理業務には、事前の確認作業から、権利者への申請・報告・支払い等に至るまで、膨大な手間・コスト・労力がかかるため、サービス実施の判断に影響を与えかねない。

**【回答】**新聞記事などの利用については、放送と同時配信とで異なる権利処理方法が求められるというケースはほとんどないものと考えますので、作業負担の増大の懸念はないものと考えます。

## ③④⑤⑥⑦⑨は新聞とは関連無し

### ○対象とするサービスの範囲

- ・同時配信、追っかけ配信、見逃し配信

**【回答】**オンデマンド配信については、利用できる期間が長くなれば使用料も増えていく設定が多いと思われます。また、長期利用については、一定期間で再許諾とする場合もあります。一度の許諾で永続的なネット利用可能というケースは少ないようです。期間に応じた柔軟な料金設定が可能となるような施策を要望します。

- ・実施主体

**【回答】**放送事業者に利用許諾した記事等を、他業態の事業者が配信利用するような事態は避けるべきと考えます。

- ・配信形態

**【回答】**違法な蓄積・再配信・二次利用などを防ぐためには、ダウンロード形式は避けるべきであろうと考えます。

- ・同時配信等に係る対価徴収

**【回答】**新聞社が定める使用料が、有料サービスでの利用について別料金となる場合もあり得ます。同時配信の許諾を得る時に、有料サービスに使う等の情報を開示して、適切な使用料を支払うべきと考えます。

- ・ラジオや衛星放送・有線放送の取扱い

**【回答】**利用する媒体をすべて示した上で、利用の申請をしていただくことが肝要と考えます。

### ○仮に、新たな法整備が行われるとした場合の留意事項

**【回答】**新聞からの利用については、利用するコンテンツと利用する媒体をすべてきちんと申請して使用料を支払っていただくのが基本です。それを一度に申請していただければ作業負担を増大させるものとは思えません。許諾推定規定などは不要と考えます。